

建設工事入札制度の改正について

平成 21 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 制限付き一般競争入札（事後審査型）の導入

事後審査型の制限付き一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）は、事業所の地域要件など入札参加資格を設定して入札を行い、開札後、第 1 順位の落札候補者が提出する確認書類等により入札参加資格の審査を行い、適格であると認めた場合に落札を決定する入札方法です。

平成 21 年 4 月から諏訪地域 6 市町村同時に、設計金額 1,000 万円以上の工事は制限付き一般競争入札とし、一定金額以上の工事は諏訪地域 6 市町村を地域要件とします。

設計金額等による入札方法（区分）は、次のとおりです。

| 方法 | 地域要件等 | 建築一式工事 | 土木一式工事 | その他の工事 |
|-----------------|------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 事後審査型 一般競争入札 | 諏訪地域 6 市町村 | 3 億円以上 | 1 億円以上 | 5,000 万円以上 |
| | 町内 | 3 億円未満 1,000 万円以上 | 1 億円未満 1,000 万円以上 | 5,000 万円未満 1,000 万円以上 |
| 指名競争入札 | 町内本店等 | 1,000 万円未満 | 1,000 万円未満 | 1,000 万円未満 |

(1) 諏訪地域 6 市町村を地域要件とする事後審査型一般競争入札

上記の表「地域要件等」欄の「諏訪地域 6 市町村」の行に示す金額の工事は、原則として諏訪地域 6 市町村所在の事業所を対象として実施します。ただし、業種ごとの登録者数や工事内容によっては条件を変更します。

入札に参加できる条件は、次に掲げる条件すべてを満たしている場合とします。

| |
|---|
| ア 下諏訪町の入札参加資格を有していること。 |
| イ 下諏訪町又は事業所が所在する諏訪地域の他市町村で A 級に格付けされていること。 |
| ウ 本店以外の支店・営業所等が参加する場合は、次の条件を満たしていること。 (ア) 諏訪地域 6 市町村で開設後 10 年以上経過していること。 (イ) 常勤社員数が 5 人以上であること。 (ウ) 過去 5 年間に諏訪地域 6 市町村いずれかが発注した当該業種の元請け施工実績を有していること。 |

(2) 下諏訪町を地域要件とする事後審査型一般競争入札

設計金額 1,000 万円以上の工事は、原則として下諏訪町内に所在する本店又は支店・営業所等を対象として実施します。ただし、業種ごとの登録者数や工事内容によっては条件を変更します。

(3) 指名競争入札

設計金額 1,000 万円未満の工事は指名競争入札を原則とし、次に該当する業者を優先して指名します。ただし、業種ごとの登録者数や工事内容によっては条件を変更します。

| |
|-------------------|
| ア 町内に所在する本店 |
| イ 下諏訪町の休日水道当番店受託者 |

入札に参加できる支店・営業所等及び業種は、建設業許可申請書別表上、「その他の営業所」として申請のある支店・営業所等への委任状が提出されている支店・営業所等及び当該支店・営業所等が「営業しようとする建設業」として申請のある業種に限ります。

2 事後審査型一般競争入札の流れ

事後審査型一般競争入札の流れの概要は、次のとおりです。

| 区分 | 事業者 | 町 |
|---------------------------------------|---|--|
| 公 告 (原則 10～15 日以上) (入札参加申請受付開始) | 町ホームページ等で内容を確認 指名通知は出ないので注意 | (1) 町ホームページへの掲載 (2) 掲示場への掲出 (3) 財政係窓口での閲覧 |
| 設計図書等の閲覧 | (1) 閲覧又は貸出し (2) 町ホームページからダウンロード ダウンロードできない設計図書等がある場 合は閲覧又は貸出し(公告に明示) | 町ホームページへの掲載 |
| 入札参加申請 (公告日から 5 日間) | 入札参加希望者は入札参加申請書を提出 申請書は町ホームページからダウンロード 親会社と子会社、子会社同士等は同一の入 札に参加できない | 2 者に満たないときは中止 |
| 質 問 (入札日 5 日前まで) | 文書で提出(持参、郵送、FAXに限る) | |
| 回 答 (入札日 3 日前まで) | 町ホームページ等で確認 | (1) 町ホームページへの掲載 (2) 財政係窓口での閲覧 |
| 入 札 | 入札書は町ホームページからダウンロード 当初の入札時に工事費内訳書を提出 提出のない場合の入札書は無効 | 2 者に満たないときは中止 |
| 開 札 | 失格者以外で予定価格の制限の範囲内で入札 した者が落札候補者となる 価格の低い者から順位を決定する 同額の場合は、くじで順位を決定 | 失格基準の確認 低入札価格調査基準の確認 資格審査のため落札を保留 |
| 入札参加資格審査確認書類 提出 (2 日以内) | 第 1 順位の落札候補者は、2 日以内に次の確 認書類を提出 (1) 入札参加資格確認申請書 (2) 参加資格確認調書 (3) 配置技術者調書 (4) 施工実績調書 (5) 経営事項審査結果通知書等の写し (6) その他公告で指定された書類 (1)～(4)の書類は町ホームページからダウ ンロード | |
| 審 査 (原則 2 日以内) | 参加資格がないと認められた場合は、文書で 説明を求めることができる | 入札参加資格の確認 低入札価格調査対象となった 場合は、その審議結果を待つ て決定する |
| 落札者の決定 | | (1) 落札者へ電話等で連絡 (2) 町ホームページで結果公表 |
| 契 約 | 契約書の提出 | 契約の締結 |

(注) 区分欄中に示す日数は、原則として閉庁日を含みません。

3 低入札価格調査に係る調査基準価格の改正と失格基準価格の導入

- (1) 調査基準価格は、全業種統一した基準で設定します。
調査基準価格が予定価格の 85%を超える場合は予定価格の 85%、3 分の 2 を下回る場合は 3 分の 2 とします。
- (2) 失格基準価格は、従前制度の「2 項目判定による 2 項目とも基準を満たさない場合」と同様、低入札価格調査をすることなく失格とする価格として設定します。
失格基準価格が予定価格の 80%を超える場合は予定価格の 80%とします。
- (3) 調査基準価格、失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。

| 区分 | 調査基準価格 | 失格基準価格 |
|--------|-------------|-------------|
| 直接工事費 | 設計金額の 95% | 設計金額の 85% |
| 共通仮設費 | 設計金額の 90% | 設計金額の 80% |
| 現場管理費 | 設計金額の 60% | 設計金額の 60% |
| 一般管理費等 | 設計金額の 30% | 設計金額の 30% |
| 判定方法 | 上記項目の合計額で判定 | 上記項目の合計額で判定 |

項目ごとの算出金額は 1 円未満切り捨て
合計額は 1 万円未満切り捨て

4 予定価格事前公表の取り止め、入札方法の改正

- (1) 予定価格は事後公表とし、事前公表を取り止めます。
- (2) 当初の入札において、落札者又は落札候補者（失格者以外で予定価格の制限の範囲内で入札した者）がいないときは、直ちに再度の入札を行います。再度の入札においても落札候補者がいないときは、再度の入札において最低の価格で入札した者から随意契約するための見積書徴収を、2 回を限度に行います。
- (3) 当初の入札時には、入札金額に一致する工事費内訳書を提出していただきます。

5 発注標準の改正

発注標準を、次のとおり改正します。（印部分が改正箇所）

| 等級 | 建築一式 | 土木一式 | 電気・通信 | 舗装 | 管その他 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| A | 全工事 | 全工事 | 全工事 | 全工事 | 全工事 |
| B | 9,000 万円未満 | 8,000 万円未満 | 2,500 万円未満 | 3,500 万円未満 | 3,500 万円未満 |
| C | 4,500 万円未満 | 3,000 万円未満 | 1,300 万円未満 | 1,500 万円未満 | 1,500 万円未満 |
| D | 1,500 万円未満 | 1,500 万円未満 | | | |

6 等級格付けの見直し

総合評定値に次の町独自の点数を加算した数値で等級格付けを行います。

| 区 分 | | 加算点 | 備考 |
|-----|--|------|---------------------------|
| (1) | 下諏訪町と災害時における災害応援協定等を締結している者 （団体等が締結している場合は、当該団体の構成員を含む） | 20 点 | |
| (2) | 下諏訪町の休日水道当番店を受託している者 （団体等が締結している場合は、当該団体の構成員を含む） | 20 点 | (2)、(3)双方に該当しても重複加点はしません。 |
| (3) | 下諏訪町との契約又は依頼に基づく町道の除雪又は融雪剤散布の実績を有する者 | | |

加算点は、最高で 40 点です。

(1)及び(2)は定期の入札参加資格申請年の 2 月 1 日現在の状況、(3)はその前年度及び前々年度の実績を担当課保管資料等で確認します。

7 前金払できる金額・割合の改正

前金払できる対象金額及び割合を、次のとおり改正します。

| 区 分 | 内 容 |
|--------------------------|--------------------|
| 土木建築に関する工事の経費に係る前金払できる金額 | 50 万円以上 |
| 前金払することができる割合 | 10 分の 4 (限度は 1 億円) |

前金払を請求しないときの請負金額 500 万円未満の工事における契約保証金は、従前どおりその納付を免除します。(請負金額 500 万円以上の工事は、従前どおり保証証書等の提供を要します。)

8 入札・契約に係る要綱・要領

下諏訪町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱

下諏訪町低入札価格調査に関する事務処理要領

下諏訪町公共工事等の前金払に関する取扱要綱

下諏訪町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領

下諏訪町建設工事等入札制度合理化対策要綱

9 その他

収入印紙、郵便切手、はがき、長野県収入証紙の販売について

平成 21 年 5 月から町住民環境課総合窓口係で収入印紙、郵便切手、はがき、長野県収入証紙の販売を開始します。

常備する数量や金額別の種類に限りはありますが、まとめて購入いただく場合や常備以外の種類を必要とする場合は、前日に申し出ただけで翌日の午後にはご用意することができます。

収入印紙は 200 円、1,000 円の 2 種類、郵便切手は 10 円、50 円、80 円、120 円の 4 種類を常備する予定です。ぜひ、ご利用ください。

| | |
|-----------|---------------------------|
| 販売の問い合わせ先 | 下諏訪町住民環境課 総合窓口係 (町庁舎 1 階) |
| | 電話 27 - 1111 (内線 135) |